

【参考②】 平成27年4月14日付障発0414第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
 「強度行動障害児特別支援加算費」について(別紙1)

強度行動障害判別指針
強度行動障害の目安と内容例

行動障害の内容	行動障害の目安の例示
1.ひどく自分の体をたたいたり傷つけたりする等の行為	肉が見えたり、頭部が変形に至るような叩きをしたり、つめをはぐなど。
2.ひどくたたいたり蹴ったりする等の行為	噛みつき、蹴り、なぐり、髪ひき、頭突きなど、相手が怪我をしかねないような行動など。
3.激しいこだわり	強く指示しても、どうしても服を脱ぐとか、どうしても外出を拒みとおす、何百メートルも離れた場所に戻り取りにいく、などの行為で止めても止めきれないもの。
4激しい器物破損	ガラス、家具、ドア、茶碗、椅子、眼鏡などをこわし、その結果危害が本人にもまわりにも大きいもの、服を何としてでも破ってしまうなど。
5.睡眠障害	昼夜が逆転してしまっている、ベッドについていられず人や物に危害を加えるなど。
6.食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	テーブルをひっくり返す、食器ごと投げるとか、椅子に座っていれず、皆と一緒に食事できない。便や釘・石などを食べ体に異状をきたしたことのある拒食、特定のものしか食べず体に異状をきたした偏食など。
7.排せつに関する強度の障害	便を手でこねたり、便を投げたり、便を壁面になすりつける。脅迫的に排尿排便行動を繰り返すなど。
8.著しい多動	身体・生命の危険につながる飛びだしをする。目を離すと一時も座れず走り回る。ベランダの上など高く危険な所に上る。
9.通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	たえられないような大声を出す。一度泣き始めると大泣きが何時間も続く。
10.パニックへの対応が困難	一度パニックが出ると、体力的にもとてもおさめられずつきあっていかれない状態を呈する。
11.他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難	日常生活のちょっとしたことを注意しても、爆発的な行動を呈し、かかわっている側が恐怖を感じさせられるような状況がある。

強度行動障害判定基準表

行動障害の内容	1点	3点	5点
1.ひどく自分の体をたたいたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
2.ひどくたたいたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
3.激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
4.激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
5.睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
6.食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7.排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
8.著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
9.通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
10.パニックへの対応が困難			困難
11.他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

上記基準によってチェックした結果、家庭にあって通常の育て方をし、かなりの養育努力があっても、過去半年以上様々な強度な行動障害が継続している場合、10点以上を強度行動障害とし、20点以上を特別処遇の対象とする。